

確定拠出年金  
連絡会議

第 5 回  
平成15年3月24日

資料 3



# JR東日本における 確定拠出年金の現状と問題点

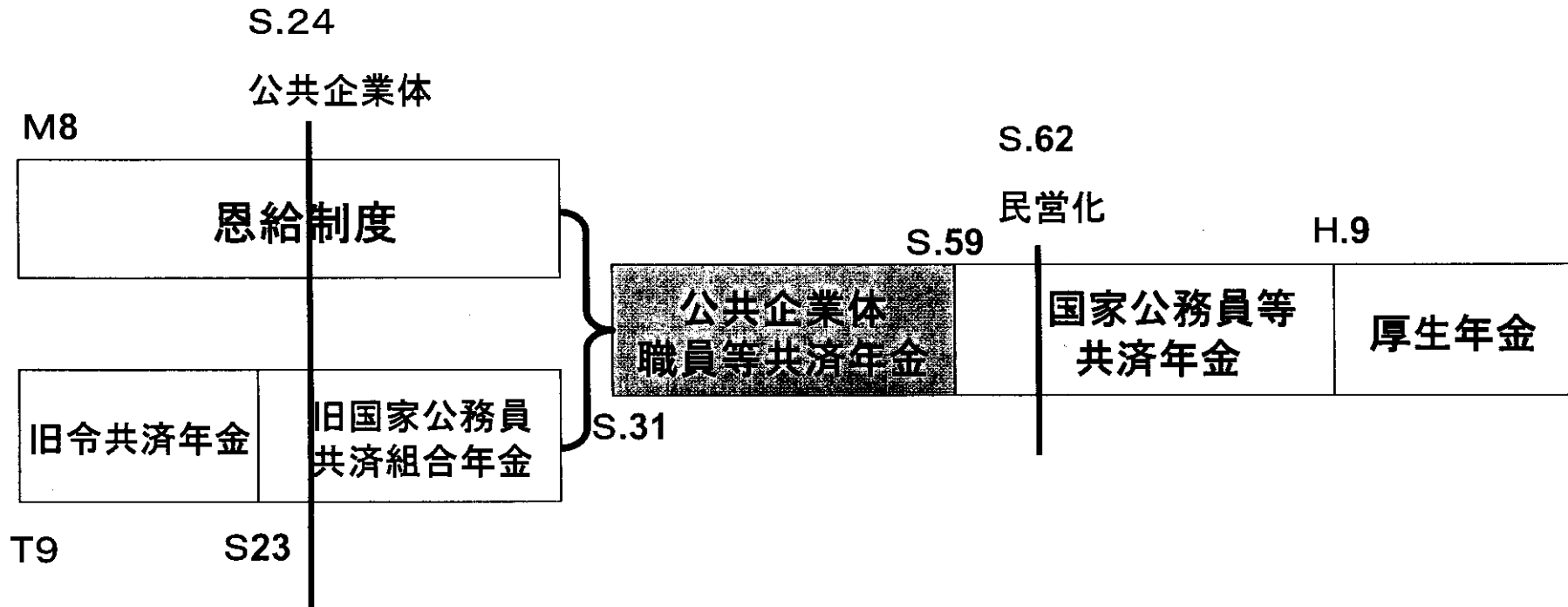
2003年3月24日

---

東日本旅客鉄道株式会社 厚生部

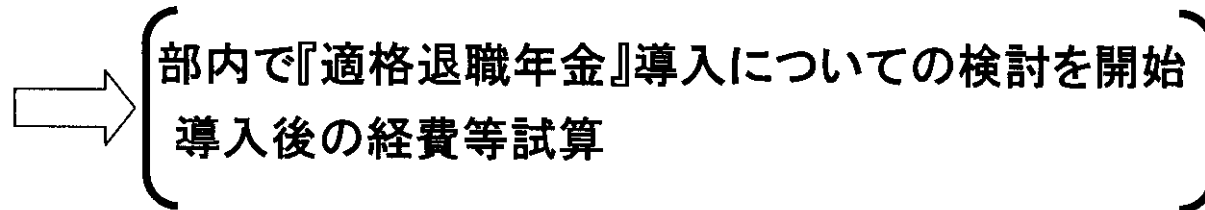


# 国鉄時代からの年金制度の歴史



## ● 平成3年頃から検討開始

- ・ JT、NTT等の適格退職年金の相次ぐ検討及び導入
- ・ 退職給与引当金の損金算入限度の縮小
- ・ 好調な運用益



- ・ JR共済組合の年金財政問題の抜本的解決が先決
- ・ 長期債務削減を最優先
- ・ 資金の部外流出によるキャッシュフローの悪化の懸念



## 確定拠出年金発足に伴う選択肢

### ① 新確定給付年金

#### メリット

- ・退職給付支出の平準化
- ・掛金の全額損金算入

#### デメリット

- ・長期債務削減原資の減少
- ・運用リスクを負う
- ・現行制度を温存し、新規導入 ⇨ 経営上の費用負担増

### ② 企業型確定拠出年金

#### メリット

- ・運用リスクの回避
- ・退職給付支出の平準化
- ・掛金の全額損金算入

#### デメリット

- ・長期債務削減原資の減少
- ・退職一時金の全額または一部置き換え ⇨ 社員の抵抗感
- ・現行制度を温存し、新規導入 ⇨ 経営上の費用負担増



## 確定拠出年金発足に伴う選択肢

### ③ 個人型確定拠出年金

#### メリット

- ・財産形成の選択肢の広がり
  - ・税制メリット
- 社員個人
- ・拠出金の負担はない
- 会社

#### デメリット

- ・給与控除システム等の改修経費
  - ・拠出限度額の管理
- 会社

## なぜ個人型か？

### 企業型を導入する場合

#### (1) 社員の将来の生活設計への影響

- ・退職一時金制度が定着
- ・給付額が不確定

#### (2) 当社としてのメリットの少なさ

- ・現在企業年金を導入していない

#### (3) 社外への資金の流出

- ・長期債務返済資金の減少



「個人型」を希望する社員に対して  
会社として必要な対応を行なう

## 個人型導入の過程

### ● 平成12年

- ・ 確定拠出年金導入の検討
- ・ 各金融機関との勉強会

### ● 平成13年

- ・ 労働組合との勉強会
- ・ 当面企業型を導入しない(個人型への対応)との方針決定
- ・ 給与控除システムの開発

### ● 平成14年

- 1月 社員周知(社内誌)及び個人払込受付開始  
社内LAN掲載
- 4月 給与控除分受付開始
- 5月 交通新聞取材、特集記事(24日掲載)  
(その後も社内LANに掲載)

## 確定拠出年金制度が始まります

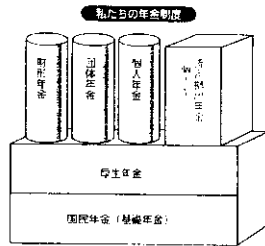
確定拠出年金（日本版401K）制度をご存知ですか？ 新編などでご覧になった方もいらっしゃると思いますが、昨年 から導入された積立型の適用期間によって変更期が変動する年金制度で、皆さんの今後の年金資産の形成を目的として創設 されたものです。

私たちJR東日本の社員は、本年1月よりいわゆる個人型確定拠出年金への加入が可能になります。そこで、今回は個人型 確定拠出年金の仕組み、特徴について紹介いたします。

### 1. 個人型確定拠出年金とは

私たちJR東日本の社員は、国民年金が加入する公的年金と ある「自営年金（専従年金）」と、それに加えてサラリーマン が加入する「厚生年金」も加入しています。今回始まる「個人 型確定拠出年金」は、皆さんがそれぞれ公的年金として申付いた 年金が不足だと考える場合の新たな選択肢の一つです。

私たちの加入可能な老後の年金形成形成のための制度には 「財形年金」「厚生年金」や「個人年金」などがあります。今 回の制度は、それらの切戻と同じような性格を持っていますが、 大きく異なる点があります。それは、皆さんの運用がいて 年金の増減額が変動するということです。



### 2. 特徴

① 加入の自由  
加入者個人が運用手段を決定して、自ら運用範囲を行 います。したがって、投資の範囲も含めて完全に自己責任の範囲です。

② 加入の時期  
60歳以前までの中途加入は、原則できません。な ったとしても、死亡などの場合を除きます。

③ 投資の自由  
拠出金は全額、積立投資が受けられます。また、運用の結果行われる利益や損失、売却益については非課税です（運用 費時に拠出金や売却益が課税対象となります）。受取時に、年金受取時には分離課税制、一時金受取時には課税所得控除が適用さ れます。

④ 拠出金の上限  
毎月の拠出金額は5,000円以上1,000円以下で、残高 額は毎月15,000円（年額18万円）です。

⑤ 運用手数料  
資産運用の記録などのため年間約5,000円程度の制 度管理手数料がかかります。

### 3. 仕組み

#### (1) 制度の主体

この制度の運営者は、国民年金基金連合会（国基連）です。会社は、申込みの取りま とめ、給与控除などの取り扱いはします。

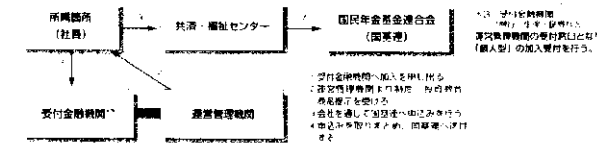
#### (2) 運用商品の選び方

加入者は自己責任で運用商品を選択するため、自分で投資信託機関<sup>※</sup>を選択して必要な 資料や情報提供を受けます。

① 3つ以上の運用商品から選択します  
② 一定期間後、運用商品、運用信託機関を変更できます  
③ 運用商品を選択し、運営管理機関に指示します

#### (3) 加入手続き

運営管理機関から制度や投資の教育、商品説明を受けた後、勤務場所を通じて共有、福祉センターへ申込みを行います。



#### (4) 掛け金の払込方法

掛け金の払込は、給与控除による払込が基本となりますが、いまだ制度の詳細などが決定していない部分もあり、給与控除 の実施が遅れることも想定されます。それまでの間、希望者は個人の口座からの口座振替によりお払いいただくことも可能です。

#### (5) その他

制度は1月からスタートとなりますが、当社における申込み受付や給与控除の開始時期などについては、別途お知らせします。

### ポイント

確定拠出年金はその名の通り、老後の年金資金づくりのための制度です。制度をもつてもらうような条件の下で所得控 除などの優遇がなされているのです。したがって、ほかの年金制度とは異なり、いったん加入した場合、死亡などの理 由以外では引き立てた資金を引出すことや、制度自体を廃棄することはできません。また、自己責任に基づく制度の ため、皆さんの運用の結果に応じて資産が大きく増えることもありますが、逆に資産が減少することも考えられます。

会社や付帯年金の制度（注釈は「エンジョイライフ」などを参照）や小中の財産形成制度と十分比較し、自分の老 後の財産形成にはどの制度が一番適切かをよく考えた上での加入をおすすめします。また、その他制度の詳細は内容や 届出などについては、各金融機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先 共有・福祉センター ☎041-2732 ☎025-246-2190

(平成14年1月号に掲載)





# 個人型の加入状況(平成15年2月末現在) 1

## 払込別

|       |     |
|-------|-----|
| 個人払込  | 14% |
| 事業主払込 | 86% |

平均拠出額 12,900円

## 年代別

|     |     |
|-----|-----|
| 20代 | 3%  |
| 30代 | 17% |
| 40代 | 35% |
| 50代 | 45% |

平均年齢 46.1歳

## 所属等別

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 本 社             | 10% |
| 支社(企画部門)        | 7%  |
| 現業機関<br>(駅、区所等) | 45% |
| 出 向             | 38% |

## 金融機関別

|      |     |
|------|-----|
| 都市銀行 | 10% |
| 地方銀行 | 35% |
| 損保会社 | 42% |
| 証券会社 | 10% |
| 郵便局  | 3%  |

## 性別

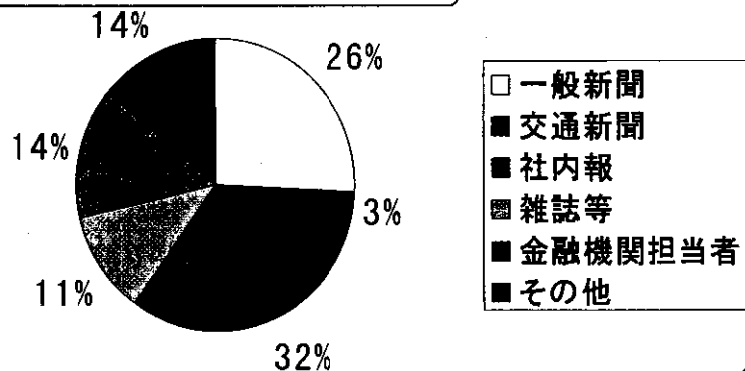
|    |      |
|----|------|
| 男性 | 100% |
| 女性 | 0%   |

2月末現在加入者:29名

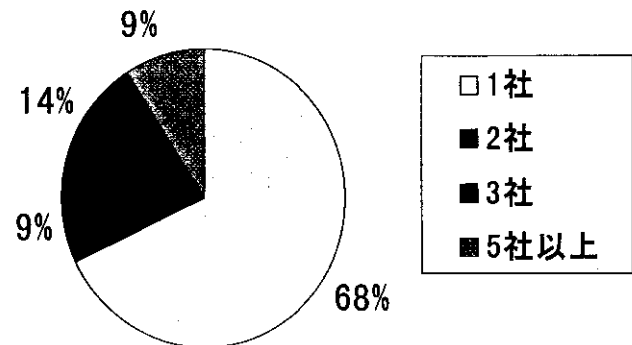


# 加入者の状況(平成15年2月末現在) 1 (加入者アンケートの結果より)

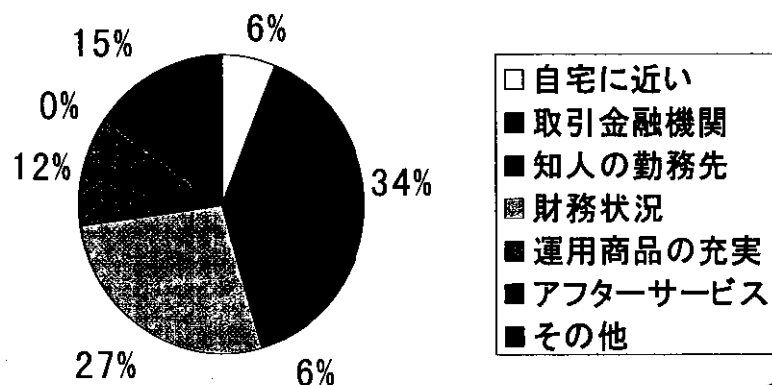
### 制度を知った理由



### コンタクトを取った金融機関数



### 金融機関の選択理由

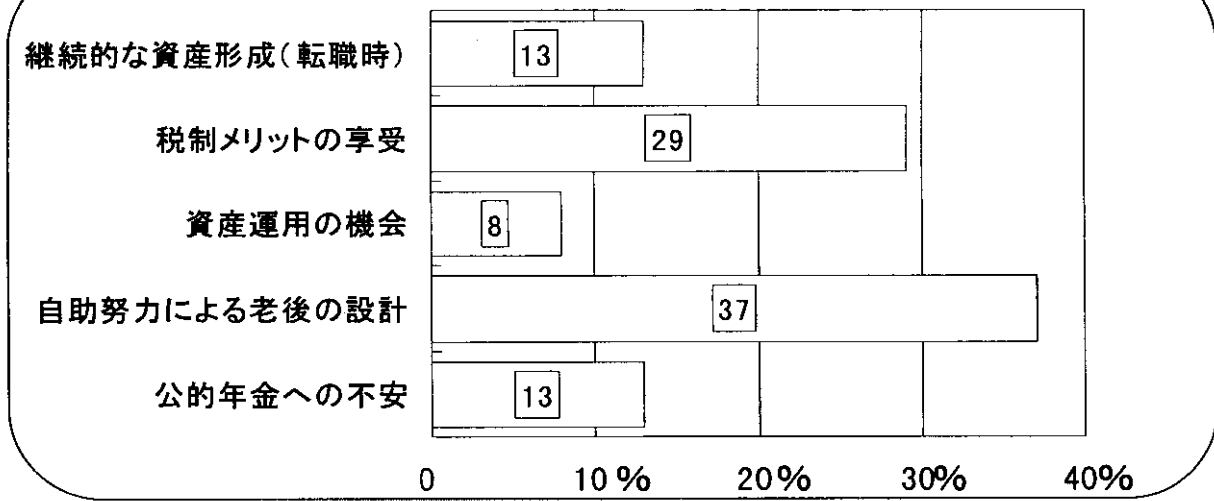


アンケート回答率:72.4%

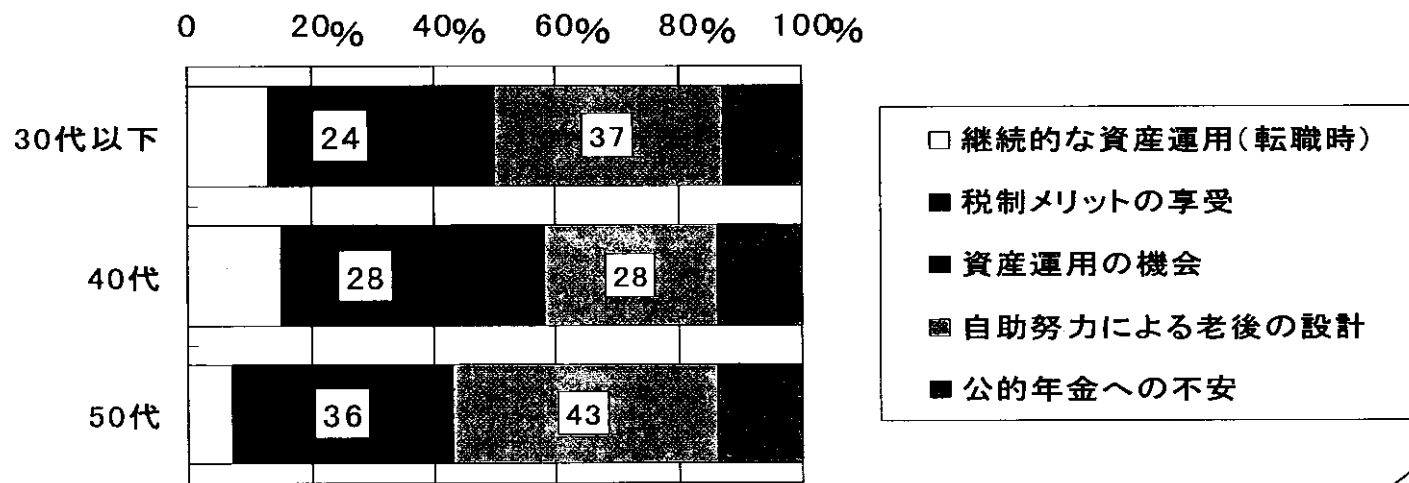


# 加入者の状況(平成15年2月末現在) 2 (加入者アンケートの結果より)

## 個人型を始めた理由(1)



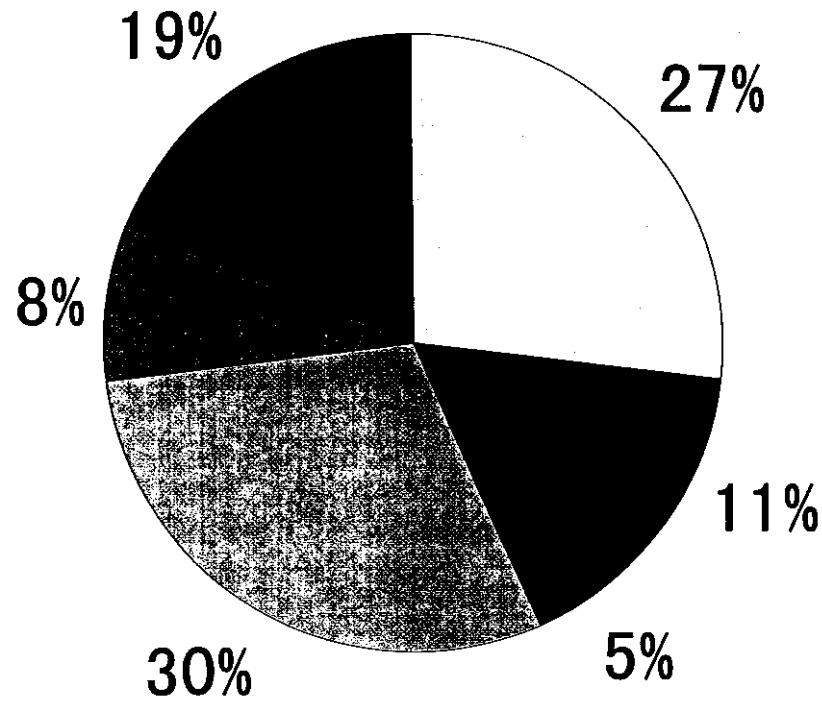
## 個人型を始めた理由(2)





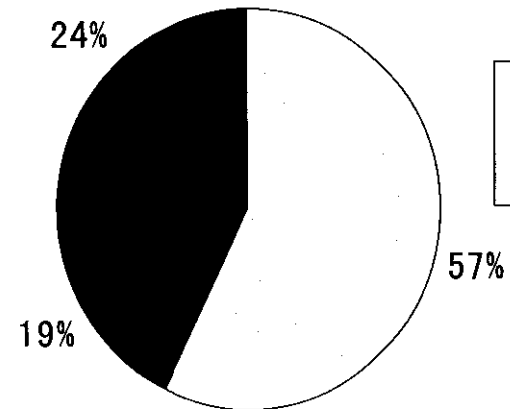
# 加入者の状況(平成15年2月末現在) 3 (加入者アンケートの結果より)

### 運用商品



- 預貯金
- 信託商品
- 公社債投信
- 株式投資信託
- 債券
- 保険商品

### 運用商品数

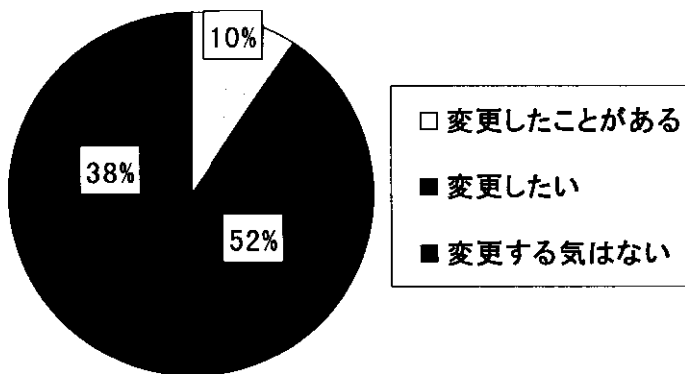


- 1種類
- 2種類
- 3種類

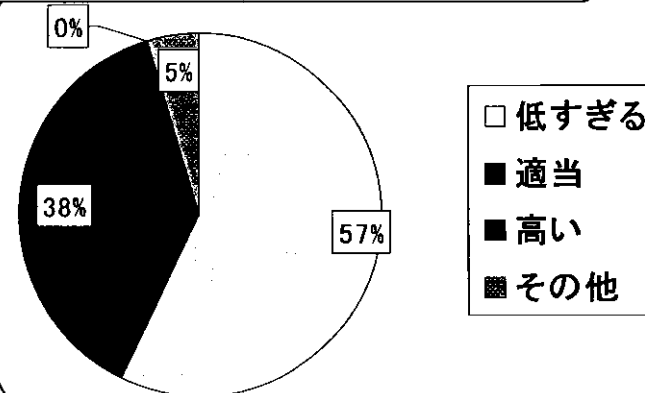


# 加入者の状況(平成15年2月末現在) 4 (加入者アンケートの結果より)

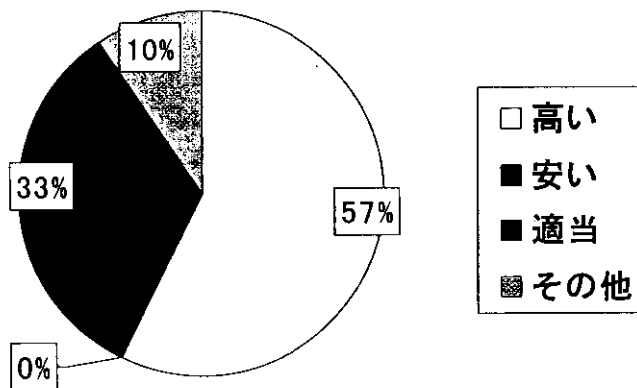
### 商品のスイッチング



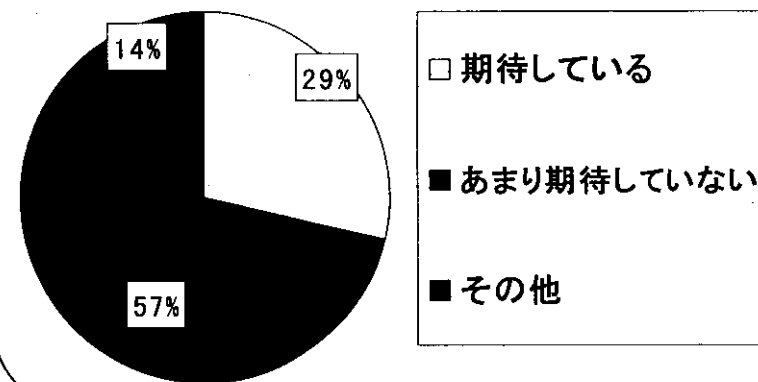
### 掛け金の上限額について



### 加入手数料及び毎月の手数料



### 年金受取額への期待



## 加入者からの要望 1

---

### 運営管理機関への要望

- 加入後のフォローがない(資料送付が一度のみ)(30代)
- 担当者の知識不足(30代)
- 手続きが面倒、簡素化できないか(50代)

### 制度自体への要望

- 年金が受け取れるまで制度を保って欲しい(50代)
- 加入期間が短いので、上限額を上げて欲しい(50代)
- 掛金が安すぎる。20年加入しても満足な金額にならない(30代)
- 管理手数料が高い(30代、40代、50代)
- 公的年金と確定拠出年金の割合選択性の導入(50代)

### 会社への要望

- 各職場単位でのセミナーの開催(20代)
- 相談窓口の設置(40代)
- 管理手数料等を会社が負担すれば、加入者も増加する  
(30代、50代)
- 会社からの情報提供、制度のPR(50代)
- 積極的に取り組んで欲しい(40代)

## ① 他の年金商品との競合

### ・財形年金(加入者11,000人)

財形融資制度(住宅、教育)

非課税限度額(元本、利息)

### ・団体年金(10,000人)

安定性

中途脱退が可能

## ② 低迷する金融市場

関心あれども『様子ながめ』



### ③ 老後を支えられない拠出限度額

### ④ 3号被保険者になった場合の問題

- ・継続拠出が不可
- ・脱退の自由がない
- ・管理手数料のみ徴収

### ⑤ お互い負担な事務手数料

加入者。金融機関も？

### ⑥ 企業サイドも『及び腰』

- ・加入促進 ⇒ ×
- ・特定の金融機関による説明会 ⇒ ×
- ・一般論 ⇒ ○



## 制度に対する要望事項

---

- ① 拠出限度額の緩和
  - ・標準報酬に対する率による限度額
  - ・年齢による限度額
  
- ② 3号被保険者に対する条件緩和
  - ・一定条件の基の途中脱退
  - ・退職後の継続加入
  
- ③ 加入者への対応
  - ・貸付制度の創設